

# 新制公民教本

(農村用)

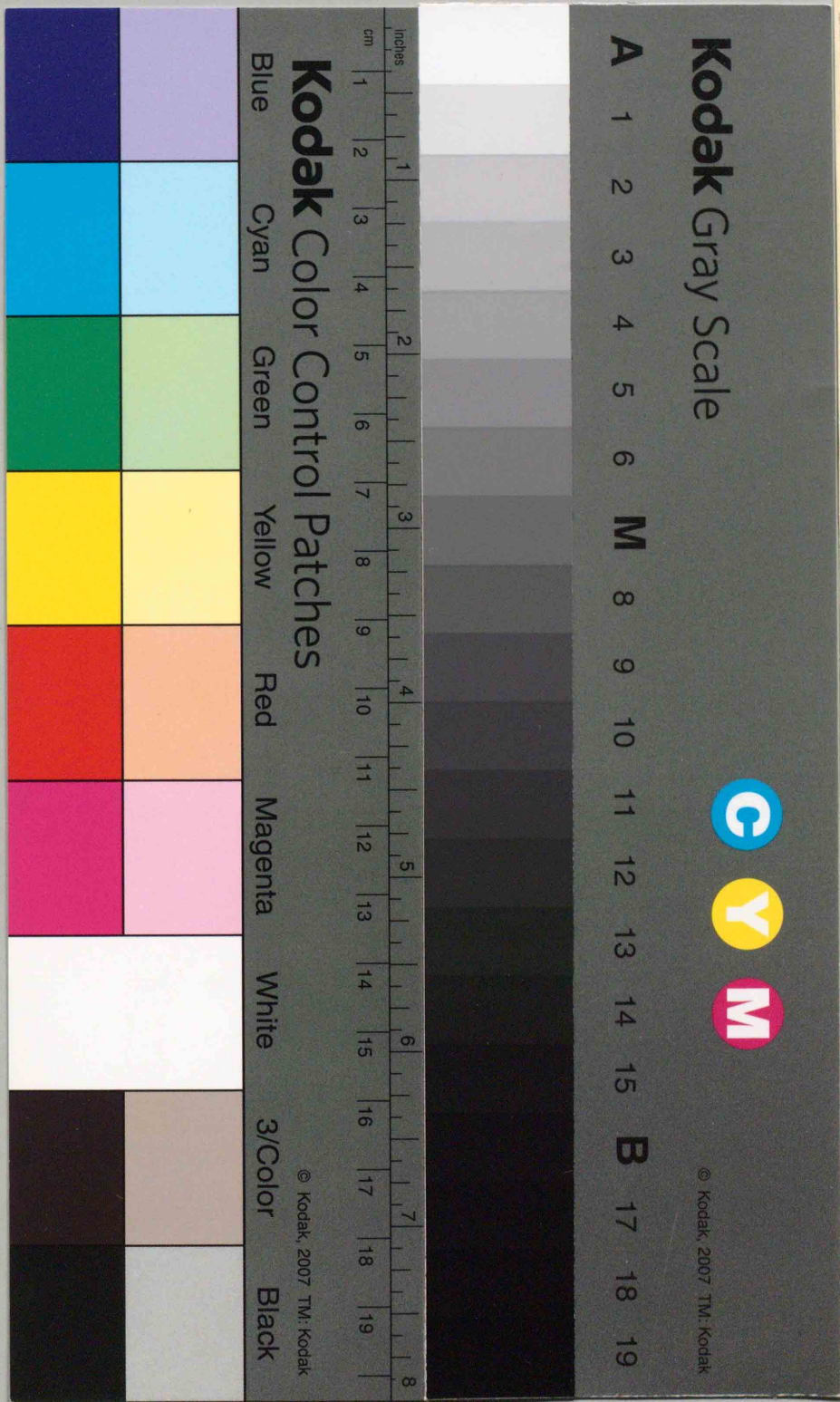
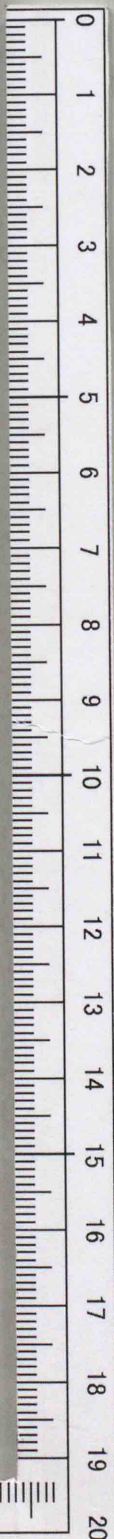
湯原一元著



三

東京開成館藏版

教科書文庫
4
302
41-1925
2000074168



40400

教科書文庫

4
302
307
41-1925
20000
74/68



資料室 第 號

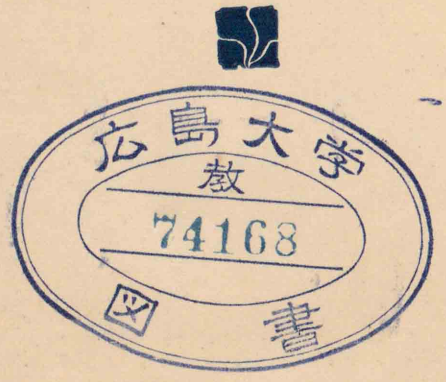
板谷藏書

教科書文庫  
4  
302  
41-1925  
2000074168

# 新制公民教本

(用村農)

湯原一元 著



東京開成館藏版

広島大学図書  
2000074168  


4c  
301  
大14(m)

*M. Haslam*

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義

勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

### 御名 御璽

### 詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼  
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ  
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ  
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ  
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日  
尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實  
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ  
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ  
成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪  
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今  
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ  
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ  
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

### 御名 御璽

明治四十一年十月十三日

### 憲法發布ノ勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮ト  
シ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣  
民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス  
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ  
倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我  
カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシ  
テ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡  
ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル

臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ  
事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ  
中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムル  
ノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑  
ハサルナリ

### 詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ  
之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサル  
ヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ  
國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ  
其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實  
勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタ  
マヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振  
作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シ

テ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位  
以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災  
變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱  
ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ  
時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐  
ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力  
ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下  
協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先

帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノ  
ミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱  
紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實  
剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人  
倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保  
テ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博  
愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ  
産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ  
公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社

會ノ福祉トテ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ  
彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ  
爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

### 新制公民教本 卷三

#### 目次

一 國家……………	一
二 天皇……………	六
三 臣民及び領土……………	一三
四 立憲政治……………	二〇
五 帝國議會附政黨……………	二六
六 國務大臣及び樞密顧問……………	三六
七 行政官廳及び官吏……………	四〇



八 國法	.....	五
九 裁判所	.....	六
一〇 國防	.....	六
一一 國交	.....	七
一二 交通	.....	八
一三 産業	.....	九
一四 社會改善と思想問題	.....	九
一五 我が帝國の位置とその使命	.....	二

新制公民教本 卷三

一 國家

國家及びその要素

國家とは一定の土地に住み唯一の權力に支配される國民の團體をいふ。だから、國家の要素は領土・主權及び國民の三つである。領土とは國家の主權の及ぶ範圍内の地域をいひ、主權とは國家を統治する最高の權力即ち統治權をいひ、國民とは同一の領土に住み同一の主權に支配される人民をいふ。

現在の國家

今日世界で國家と認められてゐるものには、大小・強弱の差があるのはもちろん、中には領土にも時々變動があり、またその主權も十分の働をすることが出来ぬものもあるが、とにかく右の三要素を備へてゐないものはない。

國家と文化

人間の作つた社會の中で最も進歩してゐるものは國家である。國家ほど組織が整備し、その上有力なものはない。他のいろいろの社會も多くは國家の力によつて保持されてゐる。どんなりつばな家族制度でも、國家の保護がないと衰へてしまふ。また實業上の盛大な會社・組合などでも、一旦その國家が弱くなると、遂にこれとその運命をともにする。すべて人間の文化が十分發達するのには、どうして

國體

も國家の保護によらねばならぬ。人間の歴史の最も光輝のある部分は、國家の成立後に於て始めてこれを見ることが出来た。世界の人間を一緒にして世界國家を建設しようとする希望は一種の空想に過ぎぬ。人間はたゞ自分の屬する國家を通してだけ、その人格を發展させ、また世界の文化に貢獻することが出来るものである。國家の性質は一様でない。そして、これはおもに國體と政體との上に現れてゐる。

國體は主權の所在によつて二種に分れる。國家の主權が一人の君主の手にある國體を君主國體といひ、それが國民全體の手にある國體を民主國體といふ。我が國の國體

政體

は君主國體の最も完全なものであつて、アメリカ合衆國は民主國體の最も完全なものである。民主國體でも實際は大統領または國王と稱するものがあつて國家を統治してゐるけれども、その權力は國民全體から委任されてゐるのであるから、主權はやはり國民全體にあるのである。政體は主權の働く形式によつて二種に分れる。主權が一定の憲法に準據して働く政體を立憲政體といひ、それが少數者の任意によつて働く政體を專制政體といふ。今日はすべての國家が皆立憲政體になつて、專制政體のものは一つもない。しかし、國民の文化の進まぬ國家では、實際は立憲政治の名の下に少數者の任意によつて專制政治が行

我が國の國體  
及び政體の由  
來

はれてゐるものが少くない。

我が國の國體は君主國體で、その政體は立憲政體である。即ち主權は一人の君主にあるけれども、その働は必ず憲法に準據して行はれる。これは明治二十二年に發布された大日本帝國憲法によつて始めて明確にされたけれども、その事實は昔から存してゐて、天皇が我が國の主權者であらせられることは、誰でもよくこれを認めてゐた。その上、天皇の政治でも必ずそれの法規や慣例によらせられ、決してその時々の思付でなされるのではなかつた。だから、帝國憲法はつまり昔からあつた事實を本として制定されたもので、その根本の思想に於ては新しいものではない。

憲法發布の御告文に、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典章ヲ成立シ條章ヲ明示シと仰せられたとほり、たゞ我が建國以來歴代天皇の統治の御精神を時勢に適應させ、これを權威のある成文に明示して、千歳不磨の大典を定めたまうたの外ならぬ。

## 二 天皇

天皇の位置

帝國憲法第一條に、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治スとあるとほり、天皇は實に我が帝國の統治者であらせられる。そして、統治したまふ權力即ち統治權は、天皇が祖宗から當然繼承したまふもので、誰からか委任され、または

附與されたまふものでない。天皇は天皇として自立したまふのが、我が天皇の位置が外國の元首のそれと違ふ點である。

大權事項

また帝國憲法第四條に、天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シとあるのは、統治權の不可分であつて、立法權でも司法權でも行政權でも皆この一箇の統治權の作用に外ならぬことを明かにしたのである。天皇が統治權を行ひたまふのには、憲法の條規によつて、立法權は帝國議會により、司法權は裁判所によらせたまふのであるが、この外、憲法上の機關によらないで天皇が親裁したまふ權力がある。これを天皇の憲法上の大權といひ、またこの大權によつて行ひ

行政命令には  
勅令の、外閣  
令、省令、府  
令、縣令などがあ  
る。

たまたま國家の政務を憲法上の大權事項といふ。例へば、(一) 法律を裁可公布すること、(二) 帝國議會の召集・開會・閉會及び衆議院の解散を命ずること、(三) 緊急の必要により法律に代るいはゆる緊急勅令を發すること、(四) 法律を施行するため、または公共の安寧を保持するために、いはゆる行政命令を發し、または命令を發しさせること、(五) 官制及び官吏の俸給を定め、官吏を任免すること、(六) 陸海軍を統帥すること、(七) 陸海軍の編制及び常備兵額を定めること、(八) 宣戰・講和をなし、及び諸般の條約を締結すること、(九) 戒嚴を宣告すること、(一〇) 爵位・勳章及びその他の榮典を授與すること、(一一) 大赦・特赦・減刑及び復權を命ずること、(一二) 緊急の場合にはいはゆる財政

規裁と責任

上の緊急處分をなすこと、(三) 戦時または國家事變の場合には、いはゆる非常大權によつて憲法の條規に従はないで統治權を行ふこと、(四) 憲法の改正について發案することなどである。

以上の大權事項はおもに詔勅または勅令の形式をもつて行はれる。そして、緊急勅令は次の帝國議會に提出してその承認を求めねばならぬ。承認を得ないと無効になる。また行政命令は何の事項と限つてはないが、これによつて法律を變更することは出來ぬ。天皇がこの大權を行ひたまふのには、もちろん國務大臣の上奏によられ、また樞密顧問に諮詢したまふのが常であるけれども、しかし、これは憲

法上必要な手續でなくて、天皇が御参考にしたまふのに過ぎないから、天皇が親裁したまふことを妨げぬ。しかし、天皇の親裁であるからといって、天皇は大権だけについて直接に責任を負ひたまふのではない。この責任を負ふものは詔勅や勅令に副署する國務大臣である。これについては、帝國憲法第三條に、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスとあつて、天皇はどんな場合にも法律上の責任などは一切負ひたまはぬことを明かにしてある。

天皇の地位を皇位といふ。皇位は萬世一系の天皇が即かせたまふもので、一日でも空しうすることは出来ぬ。だから、天皇が崩じられると、すぐ皇嗣が踐祚して神器を承け

神聖  
皇位は自らの子孫に  
ついで承る。  
皇位は神聖にして侵すべからず。  
皇位は萬世一系の天皇が即かせたまふもので、一日でも空しうすることは出来ぬ。  
皇位の繼承

たまふ。これを皇位繼承といふ。即位の禮を行はぬ間は

國王の資格がないなどといふのは外國のことで、我が國では、即位の禮は天皇が即位したまうた事實を天下に知らせたまふ儀式に外ならぬ。皇位繼承は、原則としては、祖宗の皇統である男系の男子に限り、長子相續による。その順位は皇室典範に定めてある。

天皇が成年(滿十)に達したまはぬ時か、または天皇が久しきに亙る故障によつて大政を親らしたまふことが出来ぬ時には、攝政を置く。攝政にならせたまふものは、成年以上の皇太子または皇太孫である。こんな方があらせられぬ場合などには、他の皇族が攝政になりたまふ。だから、昔の

皇位は神聖にして侵すべからず。  
皇位は萬世一系の天皇が即かせたまふもので、一日でも空しうすることは出来ぬ。  
皇位の繼承  
皇位は自らの子孫に  
ついで承る。  
皇位は神聖にして侵すべからず。  
皇位は萬世一系の天皇が即かせたまふもので、一日でも空しうすることは出来ぬ。  
皇位の繼承

皇室及び皇族

國體の尊嚴を擁護するに於ては刑法に對する罪を對するに對し、皇室に對する罪は、特別に重く罰するに關する特

やうに、臣下が攝政に任じられることはない。これに關する規定は皇室典範にある。攝政は天皇の御名代でなくて、天皇の名に於て一切の統治權を行ひたまふから、その權限は殆ど天皇と違ふところがない。  
皇室とは天皇を中心とする皇族の一團をいふ。皇族とは天皇の御親族の方々で、その範圍は皇室典範に規定してある。皇族の中、王以下は、勅旨または請願により、家名を賜うて華族に列せられることがある。皇族は天皇の御監督を受け、そして、いろいろの特權を有したまふと同時に、またいろいろの義務を負つてゐられる。一例をいふと、兵役に就かぬ特權がある代り、特別の理由のない限りは、陸海軍の

最近發布の國於治體も、特にならぬ。體を變革するに對し、社會的組織を設けるに對して、規定を設ける。

臣民

武官に任ぜられたまはねばならぬ。皇室の經費は特に定額(五百萬圓)があつて國庫から支出し、その不足は世傳御料と名づける皇室の財産の收入でこれを補ふことになつてゐる。

三 臣民及び領土

臣民とは國家の主權に絶對無限に服従する内國人をいふ。外國人も主權に服従するけれども、それは在留中に限るから、臣民とはいはぬ。今日我が帝國の内には、朝鮮人、臺灣人を始め、大和民族と血統を異にする多くの民族があるけれども、これらも皆同じ主權の支配を受けてゐるから、やはり日本帝國の臣民である。

臣民の義務

臣民は主權に對して絶對無限に服従する義務を有するから、一般に身命を棄てても國家のために盡さねばならぬが、この一般的義務の外に、臣民は憲法及びその他の法令で具體的に指定されてゐるいろいろの義務を有する。その中で兵役の義務と納税の義務とは國家の存立と直接の關係をもつてゐるから、この二つは特にこれを憲法によつて規定してある。その他、就學の義務もあり、裁判所に出て證人となり、また陪審員になる義務などもある。

公法上の義務は同時に權利

國家に對するこんな義務は、これを公法上の義務といつて私法上の義務と區別する。私法上の義務はこれを負ふまいと思ふと前以て負はぬやうにすることが出来るが、公

臣民の自由と權利

法上の義務は任意にこれを免れることが出来ぬ。しかし、この義務は同時に臣民の徳義上の義務であるから、道徳的に進歩してゐる臣民は、自分から進んでこれを盡さうとするものである。だから、公法上の義務は同時に權利であるといつてよい。

臣民がその主權に絶對無限に服従するのに對して、國家は臣民に多くの自由と權利とを與へてこれを保護してゐる。この自由と權利とのおもなものは帝國憲法に規定してある。即ち、(一)資格さへあると官吏または公務員になることが出来ること、(二)自由に居住移轉することが出来ること、(三)信教は自由であること、(四)言論著作・印行・集會・結社も自



由であること、(五)漫りに逮捕監禁審問處罰をされぬこと、(六)裁判官の裁判を受けることが出来ること、(七)家宅に侵入されぬこと、(八)信書の秘密を侵されぬこと、(九)所有權を侵害されぬこと、(十)相當な手續によつて請願をすることが出来ることなどである。そして、これらの自由や權利はすべての日本臣民に與へられてゐるのである。

しかし、いふまでもなく、この自由や權利は絶対でなく、法律の範圍内に於て、しかも社會の安寧秩序を紊さぬ限りに於て許されてゐるのである。それは、元來國家が臣民に自由や權利を與へるのは、單に臣民のためばかりでなく、國家のためにもなるからである。自由や權利のない臣民は奴

自由や權利の濫用を戒めよ

領土

隷である。奴隷で成立つてゐる國家はやはり奴隷の國家である。國家としてその位置を向上しようと思ふなら、必ず國民に多くの自由と權利とを與へねばならぬ。たゞし、これを與へられた臣民はこれを善用せねばならぬ。もしこれを濫用すると、自由や權利は却つて臣民を誤り國家を危くするやうになる。

領土とは前にいつたやうに國家の統治權の絶対に行はれる範圍内の地域をいふ。だから、領土は必ずしも地理的名稱と一致せぬ。同じ地名の土地にもいくつかの主權が行はれるところもあり、またいくつかの異なる地名の土地が同じ主權の下にあるところもある。我が國は、地理的に

租借地及び委任統治

は、日本内地の外、朝鮮、臺灣、樺太などに分れてゐるけれども、どれも皆同じやうに我が天皇の統治を受けてゐるから、これらを合したものが即ち我が帝國の領土である。

我が帝國の領土の外に、帝國の租借地がある。日露戦争の結果、我が國と支那政府との間に結ばれた條約によつて得た南滿洲に於ける關東州などは即ちこれである。關東州には我が帝國の主權が行はれてゐるけれども、それが行はれるのは租借期間(九十年)だけであるから、完全な領土といふことは出来ぬ。また委任統治といつて、世界大戰後、いはゆるヴェルサイユ條約によつて、ドイツが同盟及び聯合國のために拋棄した南洋諸島の一部にも、我が帝國の主權が

領土權

行はれてゐる。これは我が國が國際聯盟會の委任を受けて統治してゐるのであるから、その土地もまた完全な領土といふことは出来ぬ。

領土の上に行はれる統治權を特に領土權といふ。領土の變更は條約によつて天皇御自身で決定したまふから、隨つて領土權は天皇の親裁したまふ憲法上の大權に屬する。我が國は明治天皇の御代このかた次第にその領土を擴め、今日ではその面積が四萬三千餘方に及んでゐる。これを明治初年のそれに比べると約二倍である。しかし、人口の總數や國家の實力に對照すると、まだ領土の狹隘を感じる。我等は領土について明確な觀念をもち、尺寸の土地で

もこれを失はぬやうに心がけねばならぬ。

#### 四 立憲政治

立憲政治の要旨

立憲政治の要旨は、少數專制の弊を除き、國民の輿論を本として政治を行ふ點にある。そして、そのためには、まづ國家の根本法である憲法を定めて、國民の權利を十分に保護し、立法、司法、行政の三權を對立させて、互に犯しあはぬやうにし、その上、國會を設けてこれに輿論を代表させることが最も必要である。だから、立憲政治の行はれる國には、必ず憲法があり、そして、その中には必ずこの三權及び國會について規定してある。

我が帝國憲法の由來

樞密院に皇室典範及び憲法を御諮詢あらせられた時の勅語（明治二十一年）

今日はどの國でも立憲政治を行つてゐるが、これが行はれるやうになるまでには、治者と被治者との間に激烈な争鬭が續けられ、幾度か血を流した歴史をもたぬものは殆どない。ところが、我が國の憲法政治だけは全く平和の間に出來上つた。しかし、憲法の制定から發布になるまでの間の明治天皇の御苦心は實に甚大であつた。天皇はこのことについて、嘗て「惟フニ立憲ノ大事ハ朕カ祖宗ニ對スル重責」と仰せたまうたやうに、誰よりも最も深くその責任の重大なことを感じたやうだったので、五箇條の御誓文發布の後、明治八年に元老院と大審院とを置かれ、また同時に、地方官をして人民に代つて意見を述べさせたまふ思召で、始めて地

方官會議を開きたまうた。(卷二第一 五課参照)そして、これらの施設と同時に、天皇はいはゆる**立憲政體**の勅諭を下したまうて、御誓文の意を擴充し、次第に立憲政體を立てたまふ御志である旨を普く國民に告げたまうた。それから、同十四年には、愈、明治二十三年を期して國會を開設する旨の詔を下したまひ、翌十五年には、各國の憲法を取調べるために、參議伊藤博文等を歐米諸國に派遣したまひ、同二十一年には樞密院を置き、これに對して、博文等が作成した皇室典範及び大日本帝國憲法の原案について諮詢したまひ、天皇は親しく毎日臨御してその議事を聞召され、そして、それが愈、確定したので、遂に同二十二年の紀元節に、國民歡呼の裡にこれを發

帝國憲法の性質

布したまうたのである。

**帝國憲法**は我が國家統治の原則を定めてある根本法で、主權の所在(國體)とその作用(政體)とを明かにしてある。隨つて他の法令とは大いにその性質や効力を異にしてゐる。例へば、法令は法令を變更することは出来るが、憲法を變更することは出来ぬ。また憲法は法令のやうにその改廢が容易でなく、そして、それが永久に行はれることを原則とする。また憲法は特別な場合の外には統治權の及ぶ範圍内に普く行はれるけれども、法令は或地方或部分に限つて行はれることが多い。その上、憲法は國家の根本法であるところから、その改正についての發案は天皇の大權に屬し、法律の

攝政にさへこの發案權はない。

憲法の種類

そのやうに政府または帝國議會の權限に屬してゐない。憲法にはその制定者によつて協定、民定、欽定の別がある。君民の協定によつて出來たものを協定憲法、國民の合意によつて出來たものを民定憲法、國王の意志によつて出來たものを欽定憲法といふ。我が國の憲法は欽定憲法である。しかし、欽定憲法であるからといつても、協定や民定のそれよりも國民のために圖るところが少いと思つてはならぬ。これは我が臣民と皇室とはいはゆる「義ハ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトシ」の關係にあることを考へるとすぐわかる。我が國では、君意は即ち民意、民意は即ち君意であると思つてもさしつかへのない特別な事情がある。また事實に

立憲的精神

於ても我が憲法はこの意味によつて制定されてゐるのである。

しかし、憲法はどんなに完全に出來てゐても、國民がこれを運用する知識や力量を有してゐないと、憲法政治の目的は達しられぬ。だから、眞によく立憲政治が行はれるのは、まづ國民の精神が十分これに適することが必要である。立憲國に立憲的精神の必要なことは、ちやうど自治體に自治的精神が必要なと同じである。特に立憲政治は輿論を本とするから、國民はまづ輿論を重んじてこれに服従する雅量をもち、その上、常に健全な輿論を作り、これを最も權威のある國會によつて十分代表させねばならぬ。こんな

輿論

國民であつてこそ、始めてよく憲法を運用することが出来る。さうでない、と立憲政治であつても、專制政治よりも却つて一層弊害が多いことを免れぬ。

### 五 帝國議會附政黨

兩院制

帝國議會は憲法上の統治機關の一つである。そして、これはいはゆる兩院制で、貴族院と衆議院との兩院から成立ち、兩院の一致した議決が帝國議會の議決である。兩院制になつてゐるのは、なるだけ社會の各階級を代表させて、議決を公平にし、審議を慎重にさせるためである。

貴族院

貴族院は、貴族院令の定めるところによつて、皇族議員有

衆議院

爵議員、勅選議員、學士院議員及び多額納稅議員をもつてこれを組織する。議員の任期は、皇族議員、公侯爵議員及び勅選議員は終身、その他は七箇年である。

衆議院は衆議院議員選舉法の定めるところによつて選舉された議員をもつてこれを組織する。議員の任期は四箇年である。これまでの選舉法によると、議員になるには國稅三圓以上を納めるものといふやうな制限があつたが、これは今回の改正で無くなつて、缺格者として法律に列記してあるものを除いた男子の帝國臣民は、誰でも年齢滿二十五歳以上になると選舉權を、また年齢三十歳以上になると被選舉權を有し、いはゆる普通選舉が行はれることにな

缺格者について  
詳しくは  
改正選舉法  
第二章第六  
條にある。

選挙区

つた。

選挙区には小選挙区制・中選挙区制及び大選挙区制の別がある。これまでのやうに大きな市を数区に分けたり、一郡または二三郡を一選挙区として、そこから一名乃至三名の議員を選挙するのは小選挙区制で、小選挙区制以前に行はれたやうに一府縣を選挙区として、そこから多数の議員を選挙するのは大選挙区制である。小選挙区制でも大選挙区制でも、従來の経験ではともに一利一害なものであるから、今回の改正では二者を折衷して中選挙区制を採用して、そして、その結果、市や島の獨立選挙区を廢し、市島郡を通じて、人口十二萬人に一人の議員を配當する標準によつて、

選挙

それゆゑ、選挙区を定め、そこから三名乃至五名の議員を選挙することになつた。

選挙は地方自治體の場合と同じく、無記名單記の投票により、法定數以上最も多数の投票を得たものを當選者とす。法定數とはその選挙区内の有効投票總數を議員の定數で除して得た數の四分の一をいふ。

今回のいはゆる普通選挙法は次の總選挙から愈、實施されることになつて、選挙權を有するものは今日の約四倍にもなつたけれども、まだ女子にはこれを與へないところなど、普通選挙の眞意に遠いものであるから、これからの選挙の成績さへよいならば、更に一層選挙を擴張する意味で法

選挙權の擴張

選挙權を有するものは、現行法で約三百萬人、改正法で約四百五十萬人。

選舉についての注意

選舉法に關する取締規定は、改正衆議院議員選舉法第十條に詳し、第二章の二に出でてゐる。

律の改正が行はれるであらう。選舉は國民の權利であると同時に、その義務、しかも重大な義務である。帝國議會は國民の政治上の意見を代表するばかりでなく、その人格をも代表せねばならぬ。たとひ議員の政治上の意見は正しくても、その人格に缺點があると、往々政治上に大きな弊害をもたらすことがあるから、被選舉人の人格にもよく注意して、眞に國家の重任に堪へるりつばな人物を選舉せねばならぬ。ところが、今日でさへ選舉界の腐敗は殆ど公然の祕密ともいふべき有様であるから、今後普通選舉が實施される場合は一層その取締を嚴重にせねばなるまい。しかし、法律上の取締はどんなに嚴

重であつても、選舉人自身先づ公正であつて、利害に迷はない心掛がないと、いくら選舉權を擴張しても、やはり本當の適材を選出して權威のある帝國議會を成立させることは出來ぬ。

帝國議會の召集・開會・閉會及び解散は、皆天皇の大權に屬する事項で、勅令によつてこれを行ふ。たゞし、解散はたゞ衆議院だけにこれを行ひ、貴族院は衆議院が再び成立するまで停會を命じられる。

帝國議會の權限のおもなものは、第一は、立法に關すること、法律の制定に協贊することである。法律案は多くは政府が提出するけれども、議會もまたこれを提出すること

召集・開會・閉會・解散

帝國議會の權限 その一



立法府

が出来る。そして、緊急勅令に事後承認を與へることも議  
會の權限に屬する。議會には以上のやうな權限があるか  
ら、これを**立法府**ともいふ。第二は、財政に關すること、國  
家の歳入・歳出についての豫算に協賛する。もし議會が政  
府と衝突したり、または兩院が意見を異にしたりなどする  
ところから、豫算を議決せず、または豫算が成立せぬ場合に  
は、政府は前年度の豫算によつて經費の收支をする外はな  
い。また國債の募集や財政上の緊急處分による豫算外の  
支出や豫算外の國庫の負擔となる契約などは、皆議會の承  
認または協賛を要する。

以上の外に、帝國議會には、天皇に上奏する**上奏權**、政府に

その二

建議する**建議權**、政府に質問する**質問權**、臣民から提出する  
請願を受理する**請願受理の權**などがある。帝國議會はこ  
んな權限によつて、單に立法や豫算に關してばかりでなく、  
一般の國利民福に關してその意見を發表し、また行政・司法  
のあらゆる方面にわたつて間接に政府を監視することが  
出来る。

その三

この外、兩院は、その内部の整理上に必要な議事規則、傍聽  
人取締規則、議員懲罰規則などを定める權限を有し、また兩  
院議長は議院開會中その紀律を保持するため、内部へ向つ  
て**警察權**を行ふ權限を有してゐる。帝國議會、特に衆議院  
は各種の黨派が相對立して、高等な内外政策などについて

貴族院議長・副議長  
衆議院議長・副議長  
議員中から、衆議  
院議長は同院で選  
議員は同院で選  
議長は同院で選  
選各三名中から  
者各三名中から  
任さいづれるも  
任さいづれるも

議員の言動

も意見を闘はせるところから、どうかすると興奮のあまり言動が粗野・亂暴に流れることがある。これが帝國議會に部内整理の権限を與へ、これによつてその威信を保たせようとするわけである。

政黨の利弊

**政黨**とは政治上の意見を同じうするものの團體をいふ。

これは立憲政治の施行される前にも存してゐたが、それが施行されるやうになつてからは、國民の政治思想が普及するに従つて益・盛になつた。政黨はどの國にもある。特にイギリスでは昔から最もよく發達してゐる。我が國の政黨も初は専らイギリスの風を學んで起つたのである。明治十一年、板垣退助を首領とする自由黨が起り、次いで同十

四年、大隈重信を首領とする改進黨が起つた。この二つが我が國に於ける政黨の始である。その後新に起つたいろいろの政黨があるが、その間に屢、離合集散が行はれ、遂に今日のやうなものになつたが、これがまたいつどんなに變るかわからぬ。しかし、とにかく立憲政治には必ず政黨が伴ふものであることには疑がない。たとひどれほど適切緊要な政治上の意見でも、多數者の贊同を得ないと、實際上の勢力にならないから、政黨の起るのは實に已むを得ぬことである。そして、政黨が政府を刺戟し、または相互に牽制しあふと、自然に秕政も行はれぬやうになるから、政黨の利益は決して少くない。たゞし、政黨は各、まづ自分の本據を固

めて、その勢力を擴張せねばならないから、場合によつては、その本來の目的を忘れて、自黨のために公利公益を犠牲にすることがないとも限らぬ。我等國民は政黨をしてこの點について正道を踏みはずさせぬやうによく注意せねばならぬ。

### 六 國務大臣及び樞密顧問

國務大臣は憲法上の統治機關の一つであつて、その權限は天皇を補弼し詔勅に副署することである。補弼とは國政について天皇の御諮詢に對へたり、または意見を上奏したりするばかりでなく、すべて大權の行使に必要な政務を

國務大臣の權  
限及び責任

國務大臣と各  
省長官

處理して、天皇を翼贊し奉ることをいひ、副署とは詔勅の御名御璽の後に署名して、この詔勅の發布については自分等が補弼し奉つたのであるといふことを外部へ向つて表明する形式をいふ。だから、たとひ憲法上の理論としては、國務大臣はたゞ天皇に對して責任を負ふだけで、外部に對してはこれを負はないにしても、政治道徳上では外部に對しても責任を負はぬわけにはいかぬ。しかもこんなは一切の責任を負ふところに國務大臣の職務の他のどんな官職よりも重大なことが認められるのである。

國務大臣とは内閣總理大臣及び各省大臣をいふ。宮内大臣は名は大臣であつても、單に宮中だけのことを掌るか

樞密顧問

ら國務大臣ではない。また内閣總理大臣の外は、國務大臣は同時に各省の長官であるけれども、これは必ずしもさうでなければならぬことはない。勅旨によつて各省長官でないものを國務大臣に任ずることも出来る。嘗て樞密院議長を國務大臣に列せられた例もある。今日では無任所大臣を置くがよいなどといふ議論もあるが、これは憲法上の理論としてはさしつかへがない。

樞密顧問もまた憲法上の統治機關の一つであつて、その権限は天皇の御諮詢に對へ、重要な國務を審議することである。國務大臣のやうに進んで意見を上奏せず、たゞ御諮詢のある場合にこれに對へ奉るまでで、直接に施政に干渉することは出来ぬ。樞密顧問は議長、副議長、顧問官から成立ち、どれも嘗て國務大臣またはその他の重要な官職にあつて勳功の多かつた老練の士をこれに任ずる。

以上二つの統治機關はともに天皇の大權を外へ向つて施行するため必要であつて、この二つを合せたものはいはゆる**政府**である。しかし、その中で樞密顧問は直接に政務に與らないから、普通には各國務大臣と一緒にしたものである。政府と見る場合が多い。また國務大臣をもつて組織する内閣を政府と見る場合もある。どちらにしても、政府は國務大臣が補弼の責任を盡すのに必要な内外一切の政務について準備し、及びその實行について議決するから、

政府

政府は政治の中心になり、政治家には特に最も重要視される。政黨などが自分の政見を行ふのには、必ずその領袖が國務大臣に任じられ政府に列することが必要である。そして、これが政争の結果いつも政府または内閣の交迭(實は國選の交)を來すわけである。

### 七 行政官廳及び官吏

行政とは天皇親裁の大權事項や憲法上の統治機關によつて行はれる立法司法以外の政務をいふ。これも統治權の作用であることはいふまでもない。

行政は天皇から一定の範圍内で國家の意志を決定する

行政

行政官廳の意味

中央官廳と地方官廳

權限を與へられた機關によつて行はれる。この機關を行政機關といふ。これに行政官廳と地方自治體(卷二第 一 課參照)との別がある。行政官廳の權限は各、その官制によつて定まり、互にこれを犯すことが出來ぬ。官廳といふと事務所のやうに聞えるけれども、實はそんなものでなくて、**權限の主體**を指す。例へば、内務大臣は内務行政に關する職務の主體であるから、内務行政を掌る官廳である。

行政官廳は、その權限の及ぶ土地の範圍の上から、これを中央官廳と地方官廳とに分ける。中央官廳は全國にわたる政務を掌り、地方官廳はその地方に限る政務を掌る。地方官廳としては、北海道長官、各府縣知事、郡長などのあるこ

各省大臣は外務、陸軍、海軍、司法、農林、文部、工務、逓信の十一大臣

内閣

とは既にこれを説いた。(巻一第一 五課参照)次に説く拓殖官廳もまた地方官廳である。中央官廳としては、内閣内閣總理大臣以下各省大臣會計検査院及び行政裁判所がある。  
内閣は國務大臣をもつて組織される合議制の官廳で、その首班は内閣總理大臣である。内閣は行政各部の統一を保持し、行政上の方針を決定する。そして、直接に行政處分をするのは、土地の收用または使用の認定、都市計畫に關する主務大臣の決定に對する認可、及び各省間の主管爭議の裁定ぐらゐに止まる。

獨任制の官廳としての國務大臣

内閣總理大臣は獨任制の官廳として、その所屬各局(例へて、鐵道局、法務局、印刷局、拓殖局など)に關する事務を主宰し、また臺灣總督以下の拓

會計検査院

殖行政官廳を監督する。各省大臣もまた國務大臣として内閣の一員であると同時に、獨任制の官廳として各行政の一部を擔任し、下級行政官廳を指揮監督する。  
内閣總理大臣には内閣書記官長、書記官、秘書官及び右に舉げた諸局の總裁、長官、局長など、各省大臣には政務次官、次官、局長、書記官、事務官、秘書官などが、各、その補助機關としてついでる。  
會計検査院はその官制に「天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シテ特立ノ位置ヲ有ス」と明記してあるとほり、國務大臣と對立し、どこからも干渉を受けぬ特立の官廳である。その權限は、官金の收支、官有物及び國債に關する計算を検査確定

行政裁判所

まづ訴願して  
後に訴訟

し、その會計を監督することである。そして、この権限内の事務については直接天皇に上奏することが出来る。會計検査院にこんな特別な権限を與へてあるのは、國家財政の紊亂を豫防すると同時に、國民が納税の義務を盡すのに對して、國家の責任を明かにするためである。

**行政裁判所**は合議制の行政官廳であつて、その権限は、行政官廳の違法處分によつて權利を毀損されたと思ふものの提起する訴訟を裁判することである。これは官公吏などの誤つた處分に對して國民に救済の手段を與へたものである。

しかし、訴訟の提起には順序がある。官公吏などに違法

訴訟の出来る  
事項

拓殖官廳

朝鮮總督

處分があつた場合には、まづ上級の官廳に訴願し、それから行政裁判所に及ばねばならぬ。例へば、町村の違法處分についてはまづ府縣參事會に訴願し、そこで敗れたら始めて行政裁判所に訴訟するのである。

また訴訟することの出来る事項にも制限がある。例へば、租税、手数料の賦課、租税の滞納處分、營業免許の諾否、水利、土木及び土地の官民有區分の査定などに關する事件、その他關係法令で特にこれを許してある事項に限るのである。

地方官廳の中、次のものはその政務の性質上これを**拓殖官廳**と稱する。

**朝鮮總督**は朝鮮に於ける諸般の政務を統理するもので、

臺灣總督

その政務については内閣總理大臣を経て上奏し、裁可を受けて施行する。他のすべての地方行政官廳より位置も高く権限も廣い。これに對しては上級官廳がない。朝鮮總督府令といふ普通の行政命令を發する外、勅裁を経て制令といふ法律同様の効力を有するものを發することが出来る。その補助機關として政務總監局長部長以下があり、諮詢機關として朝鮮貴族をもつて組織された中樞院がある。この外、下級官廳として知事、府尹、郡守、島司、面長(長村)を置き、鮮人をもこれに任ずることが少くない。

臺灣總督は臺灣に於ける諸般の政務を統理するもので、總督府令を發する外、朝鮮總督と同じく勅裁を経て法律同

關東長官

樺太廳長官

南洋廳長官

様の効力を有する律令といふものを發することが出来る。その補助機關として總務長官、局長以下があり、下級官廳として州知事、廳長、郡守、市尹、街庄長などがある。

關東長官は南滿洲の關東廳に於ける諸般の政務を統理するもので、その補助機關として局長、部長などがある。

樺太廳長官は南部樺太に於ける最高の地方官廳で、その補助機關として部長以下があり、下級官廳として支廳長などがある。その権限は大概内地の府縣知事のそれと同じである。

南洋廳長官は委任統治の下にある舊ドイツ領の南洋諸島の一部に於ける諸般の政務を統理するもので、その補助



拓殖官廳の監督

機關として書記官以下があり、下級官廳として支廳長などがある。朝鮮總督を除く以上の拓殖官廳は、どれも一般行政については内閣總理大臣、特別行政については關係大臣の監督を受ける。

拓殖行政の特色

拓殖官廳は憲法の行はれぬ新領土に於ておもに新附の異民族に對して統治權を行ふのであるから、その行政の實際も内地とは多少異ならぬわけにはいかぬ。例へば、裁判所もその司法行政については總督または長官の監督を受け、その上、その裁判も内地の多くは三審であるのに對して二審になつてゐる。教育なども土地の事情を參酌して、

官吏の性質及びその種類

親任官または親補官は國務大臣・樞密顧問官・會計検査院長・大審院長

それ／＼特別な制度が定めてある。その他の施設にも皆その風土人情などを考へて内地と異にしてある點が多い。しかし、どの新領土でも物質的にも精神的にも大いに拓殖の成績を擧げてゐるから、異民族も年々皇化に浴し、その一般の文化もやがて内地にも劣らぬやうになつて、更に我が帝國の實力を増加するであらう。

官吏とは、行政の目的を達する重要な手段として、天皇がこれを任命して、官制に定めてある職務を擔任させたまふものをいふ。官吏には高等官と判任官との別があり、また高等官はその任命の手續によつて、これを親任官、勅任官、奏任官に分ける。親任官の任命の手續は天皇御自身で行ひ

長・大審院檢事總長・府縣知事・各官廳長・直轄學校長など  
事官は府縣知事・各官廳長・直轄學校長など  
大審院檢事總長・府縣知事・各官廳長・直轄學校長など  
その數が多  
い。官吏と公  
吏との區別  
は、前者は國  
家で、後者は  
自治體で任命  
する點にあつ  
た。兩者の義  
務には大差が  
ない。

任官と補職

たまひ、勅任官のそれは内閣總理大臣が天皇の旨を奉じてこれを行ひ、奏任官のそれは内閣總理大臣が任意にこれを行ふ。そして、判任官の任命は、官廳、例へば各省大臣または各府縣知事などが、官制によつて與へられた權限によつてこれを行ふ。こんな任命の手續は違ふけれども、任命そのものは皆天皇の大權に基づくものである。官吏には、任官と同時に職務の定まるものと、任官の後に職務の定まるものとの別がある。後者の例はおもに武官、司法官などにこれを見る。某中將が某師團長に補せられ、某判事が某院部長に補せられるといふやうなのがそれである。また某公立中學校長が某縣立某中學校長に補せられるのもこの

官吏になる權利と義務

官吏の義務及び權利並に恩典

例に屬する。

我が國民は一定の資格さへあつたら誰でも官吏になれるけれども、誰某を某官に任命するのは全く大權の決定によるのであるから、官吏になれる資格は官吏になれる權利ではない。その代り、官吏に任命されることは國民としての義務ではない。隨つて官吏の任命に對してはこれを辭退することが出来る。本人の承諾がないのに官吏に任命されることはない。この點は市町村の名譽職になることがその公民の義務であるのと大いにその趣を異にしてゐる。  
(卷二第三課參照)

官吏服務紀律

ねばならぬ身分上並に職務上の義務がある。官吏は一般に品位を保たねばならぬ、その職務に忠實でなければならぬなどと、**官吏服務紀律**にその義務が細かに規定してある。そして、その紀律に違背する行為をすると、**懲戒令**によつて處分される。しかし、またこの義務に對して、官吏はその身分について國家の保障を受け、また種々の權利を與へられる。武官裁判官、會計検査官、行政裁判所評定官などは終身官であり、一般の文官でも、**文官分限令**によつて、一定の事由がないと容易にその官職を奪はれず、俸給や恩給を受ける權利もある。また一定の規定によつて位階、勳章を賜はるなどの恩典に與ふことも出来る。

文官分限令

忠勤

國家が官吏にこんな優遇を與へるのは、つまり官吏は直接または間接に大權の行使に干與する重大な任務を負つてゐるからである。だから、官吏は服務紀律を嚴守するのはいふまでもなく、一般にまづよく自分の位置を顧みて、特に我が天皇が臣民を子のやうに思召したまふ聖旨を奉體して、これが徹底を期することを心掛けねばならぬ。要するに、**忠勤**の二字が官吏の慎んで守るべき座右の銘であるといつてよい。

國法の必要

**八 國法**  
國家は常に聖明仁慈な天皇がこれを統治したまふとし

官吏にもこの規則が必要であるが、昔の法令は主として官吏にその由るべき規則を示すものである。

國法の性質

ても、國民にその由るべき行為の規則を示さないと、國民は歸趨に迷つて、社會の秩序も維持されぬやうになる。だから、どの國家にも必ず諸種の國法があつて、その國民のせねばならぬこととしてはならぬことについて標準を定めてある。  
國法とは國家が制定または認定したものを指す。組合の規約、會社の定款などは行為の規則を示すものであるけれども、國法とはいへぬ。また國法は國家がこれを制定または認定するばかりでなく、更にこれを維持し強行するものでなければならぬ。宗教上または道德上の規則は、これを守ると守らぬとは各自の自由に屬するもので、國家は別

國法の種類

國法の種類

にこれに干渉しないから、もちろん國法ではない。  
國法はこれを公法と私法とに分ける。公法はおもに國家と國民との權力關係を規定するもので、憲法、行政法、刑法、裁判所構成法、刑事訴訟法及び民事訴訟法などがそれである。これに反して、私法はおもに國民相互の權利關係を規定するもので、民法、商法などがそれである。なほ國法は觀察の方面が異なるに従つていろいろの種類に分けることが出来る。  
國法の中で、その最も根本的なものは憲法である。その制定効力などは既にこれを説いたとおりである。憲法以外の國法はその制定の手續が異なるに従つて名稱が違ふ。

法律と命令

帝國議會の協贊を経て發せられるものを法律といひ、この協贊なしに、天皇御自身で發し、または行政官廳をして發せさせたまふものを命令といふ。勅令は天皇御自身で發したまふもので、行政官廳をして發せさせたまふ命令には、閣令・省令・府縣令・郡令・朝鮮總督府令・臺灣總督府令などの外に、朝鮮總督及び臺灣總督が勅裁を経て發する制令または律令がある。

時間に關する法の効力

法律命令はともに公布によつて始めてその効力を生ずる。しかし、これを施行するまでには一定の猶豫期間(通常十日)を與へるのを原則とする。公布は、法律及び勅令閣令・省令などは官報によつて、府縣令郡令その他は府縣公報または

既往にさかのぼらぬ

時効

場所に関する國法の効力

特約のある新聞紙などによつてこれを行ふ。國法は原則として既往にさかのぼらぬから、新に制定された法令をその發布前の事件に適用することは出來ぬ。また國法はこれを知らぬといふ理由によつてその責任を免れることが出來ぬ。公布の後一定の期間が過ぎると、誰でもこれを知つてゐるものと推定する。しかし、國法の中にある規定の効力はすべて永遠に續くものでなく、多くは一定の期間が經過するとその効力を失ふ。これを時効といふ。刑法・民法などにはその例が多い。また國法は自國の領土内に限つて行はれるのを原則とするけれども、大使館・公使館及び軍艦などは他國の領土内

にあつても、自國の國法に支配される。これは、國際上ではこれらを自國の延長と見るからである。その他、條約によつて、他國內に自國の國法の適用されることを定める場合がある。支那の領土内で我が國や歐米諸國の國法が各、その自國の居留民を支配してゐるやうなのはこの例である。これを治外法權といふ。他國に治外法權を許してゐる國家は、他國と對等の交際をすることの出來ぬ劣等國である。我が國も嘗てこれを歐米人に許してゐたが、明治三十二年になつて漸くこれを撤廢することが出來た。

國法は實に國家存立の最大要件であるから、國民はよくその權威を認めてこれを尊重せねばならぬ。常に國憲を

國法の尊重  
その一

重んじ國法に従ふのは我等國民の義務である。自分に不便であるからといつてこれを守らないと、單に自分が國法の罪人となるばかりでなく、延いては國法そのものの權威を損じて社會の秩序を紊すやうになる。

國法は時勢に應じて改廢すべきであつても、その改廢は正當な手續によらねばならぬ。そして、いよく改廢されるまでは絶對にこれに服従せねばならぬ。特に今日の法律は皆我等國民が間接にその制定に參與したのであるから、いはば我等が自分で作つたのも同様である。自分で作つたものを自分で壞すのは、自分で自分を傷けるもので、まことに不都合である。

その二

しかし、我等は單に國法を守るだけでなく、更にこれよりも一層高尚で、その上範圍の廣い道德をも守らねばならぬ。國法は人の行爲の違法を禁止するに止まるが、道德は行爲の動機にまで及んでこれを賞罰するから、道德がよく行はれないと、國民の精神は根本的には改善されぬ。だから、理想をいふと、我等は國法を道德化するやうに努めねばならぬ。詳しくいふと、國法を道德と一致させて、國法上の義務もこれを道德上の義務と同一に見て、眞に衷心から喜んでこれを盡すやうに努めねばならぬ。

### 九 裁判所

裁判所も憲法上の統治機關の一つであつて、司法權の行使を掌ることをその權限とする。司法權とは民事刑事について法律を適用すること、即ち裁判することである。そして、裁判をすることも統治權の作用であるから、特に憲法第五十七條に、司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フといつてあるのである。たゞし、天皇ノ名ニ於テとは、天皇に代つて自分の獨立の意見によつて司法權を行ふといふ意味で、自分の裁判は即ち天皇の裁判であるといふ意味ではない。

司法權の行使も統治權の作用に外ならぬから、世にいふ司法權の獨立とは、いふまでもなく司法權が統治權と對立

裁判所の階級

するのではなく、行政権などの干渉を受けぬことをいふ。そして、その獨立を保障するために、(一)裁判官には必ず法律で定めた資格のあるものを任用し、これを終身官として、刑罰または懲戒處分による外はその職を免ぜぬやうにし、(二)裁判は必ず法令の明文により、またその解釋適用については一切誰の指揮をも受けぬことにしてある。

裁判所には、(一)區裁判所、(二)地方裁判所、(三)控訴院、(四)大審院の四階級がある。區裁判所は獨任制であつて、一人の判事が裁判をする。地方裁判所以上は合議制であつて、地方裁判所及び控訴院は各三人、大審院は五人の判事が合議の上で裁判をする。

輕微な事件とは、例へば、民事訴訟の金額が五百圓以下、刑事訴訟の拘留または科料に當る犯行のやうなものである。極めて重大な事件とは、皇室に對する犯罪などを含む。

裁判所の職員

検事局及び檢事

輕微な事件については區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を第三審即ち終審とし、その他の事件については地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を第三審即ち終審とする。極めて重大な事件は大審院を第一審とし、同時にこれを終審とする。

裁判所には、區裁判所に監督判事、地方裁判所に所長、控訴院及び大審院に各院長があつて、裁判の外、司法行政上の職務を行ひ、また上級裁判所の長官は順次にその管轄區域内の下級裁判所を監督する。

裁判所には**檢事局**が附置してある。しかし、檢事局は裁判所の一部でなく、獨立にその事務を行ふ。**檢事**は國家の



公益に關する  
場合とは、婚姻に  
關する事件、例  
に、離婚、遺言、  
遺囑の偽造に  
關する事件の  
やうなもので  
ある。

検事の身分

検事局の職員

執達吏・辯護  
士及び公證人

利益を代表し、刑事については、司法警察官を指揮して犯罪を捜索し、公訴を提起して裁判を求め、民事についても、それが公益に關する場合にはその訴訟に立會ふことが出来る。検事は普通には司法官と稱するけれども、その實は行政官であつて、随つてその職務については上官の監督を受ける。地方裁判所の検事局には検事正、控訴院の検事局には検事長、大審院の検事局には検事總長があつて、各司法行政上の職務を行ひ、またその検事局並にその管轄区域内の下級検事局を順次に監督する。

右の外、區裁判所には執達吏があり、地方裁判所には辯護士や公證人が附屬してゐる。辯護士會はその所屬裁判所

裁判所の附隨  
権限

刑事訴訟と民  
事訴訟

の検事正の監督を受け、公證人はその所屬裁判所長の監督を受ける。裁判所は、以上の権限の外に、不動産登記、法人登記、商業登記などに關する、争に關係のない、いはゆる非訟事件を管轄し、また離婚、失踪、宣告などのやうな人事事件について決定を與へ、その他、借地、借家または小作に關する争議の調停をなす権限を有する。裁判官はおもに提起された訴訟に對して判決を與へる。訴訟には刑事と民事との二種がある。刑事訴訟は國家の利益を代表する検事がこれを提起する。この場合、原告人は國家で、被告人は私人である。これに反して、民事訴訟の

上訴

場合には、原告人も被告人もともに對等の位置に立つ私人で、その訴訟提起の目的も私權保護の請求である。普通には、刑事訴訟の結果は有罪者に對する刑の執行となり、民事訴訟の結果は敗訴者に對する義務履行の命令となる。被告人または原告人は裁判官の判決に對して不服があると上訴をする。上訴とは前にいつた裁判所の階級に從つて判決の取消を求めらることをいふ。上訴には控訴・上告・控告の三種がある。第一審の判決に服しないで、すぐその上級裁判所に上訴するのを控訴といひ、第二審の判決に服しないで、またすぐその上級裁判所に上訴するのを上告といふ。たゞし、上告は法律の適用の誤であると思ふ點に限

陪審

つて上訴するもので、事實に關しては上告することが出來ぬ。控告とは、例へば、判事が忌避の申立などを却下する決定に對して、被告などからすぐその上級裁判所に上訴することをいふ。刑事訴訟に際し、死刑・無期懲役または禁錮に當る事件の場合、及び長期三年を超える有期の懲役または禁錮に當る事件で、被告人の請求のある場合には、裁判所は陪審の評議に付して事實の判斷をする。陪審は十二名の陪審員から成立つ。陪審員になるものは一定の資格がなければならぬ。陪審員は法律の知識を有することを必要とせぬ。これは、いふまでもなく、出來るだけ裁判を慎重にして、益國民

司法權に對する心得

の權利を保護すると同時に、國民をして幾分でも司法權の作用にも參加させる目的から出たのである。

こんなにも、我が國家に於ては司法權の作用についてさへ國民の意見を參考にするやうになつたから、我等もまたよくこの國家の期待に背かぬやうにせねばならぬ。陪審員に選ばれた人が、正義の觀念に乏しく、情實に囚はれると、せつかく國民に與へられた陪審の權利も却つて國民の不利益になる。我が國民は既に立法にも行政にも參加した以上は、たとひ間接ながらもまた司法にも參加して、よくその成績を擧げて、あの「萬機公論ニ決スヘシ」との聖旨の貫徹を圖らねばならぬ。かうしてこそ始めて我等は眞に立憲國

國防は天皇の大權

家の國民となることが出来るのである。

### 一〇 國防

國防は國家存立の直接要件で、一日もこれを忽にすることが出来ぬ。天皇は大元帥として陸海軍を統帥し、その編制及び常備兵額を定めたまふから、國防のことは當然天皇の大權に屬する。それなればこそ、明治十五年の勅諭にも「夫レ兵馬ノ權ハ朕カ統フル所ナレハ其ノ司令ヲコソ臣下ニ任スナレ其ノ大權ハ親ラ之ヲ攬リ肯テ臣下ニ委スヘキモノニアラス」と仰せられたのである。軍政は陸海軍大臣がこれを管理するけれども、國防及び用兵のことについて

國防の現状

は、陸軍に參謀本部、海軍に海軍軍令部があつて、參謀總長及び軍令部長が天皇に直隸して帷幄の機務に參畫するだけで、他の容喙を許さぬ。

陸軍は内地を十五師管區に分け、これに十五箇師團を配備し、師團毎に師團司令部を置き、別に朝鮮臺灣及び關東州には軍司令部があつて、その地にある陸軍諸部隊を統率する。海軍は帝國の海岸及び海面を三海軍區に分け、各區の軍港に海軍鎮守府を置き、その下に要港部を置く。要港部は現在四つある。師團長・鎮守府長官は親補職で天皇に直隸し、要港部司令官は海軍中將または少將をこれに任ずる。以上の帝國の國防の現状には、早晚多少の變更を加へられ

陸軍は徵兵

るはずになつてゐるけれども、その變更はもちろん國防の力を減縮するためではない。

日本帝國の臣民で滿十七歳から滿四十歳までの男子はすべて兵役に服する義務を有し、この間に常備兵役(現役三箇年)、豫備兵役(五箇年)、後備兵役(十箇年)、補充兵役(十二箇年)及び國民兵役(第一及第二國民兵役)に服せねばならぬ。これが國民皆兵の原則である。たゞし、特別の事情のあるものは兵役を免ぜられ、または延期される。また二十歳に達しないでも、十七歳以上のものは志願によつて現役に服することが出来る。現役に服するものは壯丁検査に合格したものをから抽籤によつてその徵集順序を定める。兵種は歩・騎・砲・工・輜重の各兵及び雜卒

海軍は志願兵

新しい兵種

第一に軍人精神が必要

である。在營期間は兵種によつていくらか違ふ。右は陸軍についていつたのであるが、海軍ではその兵種を水兵・機關兵・軍樂兵・船匠兵・看護兵・主計兵に分け、志願によつてこれを採用する。その各兵役の期間は陸軍と異なるけれども、満四十歳まで服役の義務のあることは同じい。以上の外、兵器・戦術の進歩の結果、鐵道・電信・戦車（陸軍）・航空（陸海軍）などの新しい兵種が生じて、また毒瓦斯の研究なども盛に行はれてゐる。

國防が天皇の大權に屬することは前にいつたとほりであるが、元來國家の存立はその國民の存立に外ならないから、國防はむしろ國民が自分から進んで盡さねばならぬ義務であるといつた方がよい。そして、これを盡すのには、國民は誰でも軍人精神を有してゐることが最も必要である。平生は各自いろいろの異なる職業に従事してゐても、一朝國家に事變の起つた場合には、誰でも奮つて戰場に赴かねばならぬ。國民にこの精神がないと、何百萬の兵でも烏合の衆に異ならないから、國民皆兵の名はあつても、その實を示すことが出来ぬ。

在郷軍人の心得

特に在郷軍人はまだ兵役の義務を負つてゐるものであるから、一層この精神の修養を怠つてはならぬ。單に現役を終へたものばかりでなく、現役に服せぬものでも、いつてもその義務を盡すことが出来るやうに平生から心掛けて

るなければならぬ。そして、そのためには大正三年に在郷  
軍人に賜はつた勅語をよく服膺することが必要である。

在郷軍人に賜はつた勅語

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ俟ツモノ洵ニ多  
シ汝等戮力協心陸海一致シテ益軍人精神ヲ鍛鍊シ軍  
事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍  
ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サム  
コトヲ期セヨ

### 一一 國 交

國家と平和

およそ國家は他の國家に對して獨立せねばならないけ

れども、また他の國家と親密に交際して、進んで世界の平和  
を保持せねばならぬ。國家の目的はつまり人類の文化的  
向上を圖ることにあるから、平和を保持する義務は、どの國  
家でも始からこれを負つてゐるといつてよい。

今日の國際關係  
ところが、古來國家と國家との間に紛議・争鬭の絶えぬの  
は、要するに人がまだよく人道・博愛の理想に覺醒しないか  
らである。しかし、今から昔を振返つて見ると、人類はおひ  
おひ文化的に向上し、その結果、今日では國家と國家との關  
係を規定する國際法も大いに發達して、どの國家でも必ず  
或程度までこれを遵守するやうになつた。また國家と國  
家とが互に對立するにもかゝらず、その國民は自由に往

外交官には特命全權大使・特命全權公使・代理公使がある。また領事官には總領事・領事・副領事・領事代理・名譽領事がある。名譽の異なるのは身分の差を示すので、その権限は皆同じである。

國際協同の事業

來してゐる。そして、どの國家でも外國人であるからといつてこれに法律の保護を與へぬやうなことはない。また條約を締結して、自他の利益と幸福とを圖るために、互に外交官や領事官を駐在させて、外交上または通商貿易上の事務を掌らせ、その國にある自國民を保護させてゐる。個人にも**共存共榮**の主義が必要であるやうに、國家にもまたそれが**必要**である。大きな利益や幸福はたゞ一つの國家の力によつてこれを得ることは出来ないから、昔から國家と國家とが協同してその目的を達しようとしてゐる事實が少くない。例へば、郵便電信は現に列國が互に協定してその事業を營み、赤十字社も夙に國際的に聯合してゐる。

國際聯盟

その他、學術上、教育上の事業も多くは國際的に協定されて、近年は**萬國農事協會**も設けられ、**國際勞働會議**も開かれた。特に著しく萬國協同の氣運を促進したのは、あの世界大戰の終るとともに協定された**國際聯盟**である。國際聯盟はいはゆるヴェルサイユ會議に於てアメリカ合衆國大統領ウイilsonの發議に基づき、イギリス・フランス・イタリア及び日本をおもな同盟及び聯盟國とし、これにヘルギー以下の二十二箇國を加へてこれを一方とし、ドイツを他の一方として協定した**平和條約**である。その趣旨及び目的については、締約國ハ戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ、各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ、各國政府

間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ、組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ、且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ、以テ國際協力ヲ促進シ、且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲、茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス」と定めてある。この規約によると、聯盟國は互にその領土の保全と政治上の獨立とを尊重し、必要已むを得ぬ程度までに軍備の縮小を圖り、國際上の紛議はこれを仲裁裁判に附するなど、いろいろな義務を負つてゐる。要するに、一八九八年、當時のロシヤ皇帝によつて始めて發議されて以來、幾度か企てられた萬國平和會議の趣旨を、この規約によつて實行しようといふのに外ならぬ。

軍備縮小

國際聯盟が成立つた後、或理由のためこれに加はらなかつたアメリカ合衆國では、一九二一年(大正十年)ウイルソンの後繼者であつた大統領ハーディングが主催者となつて、イギリス・フランス・イタリア・日本及び自國について、まづ海軍だけに關する比例を定めて軍備縮小の協定を遂げ、目下關係諸國はこれが實行中である。また一方國際聯盟も、一九二四年(大正十三年)に、おもな國々の首相が會合し、一般の軍備制限に關して審議し、聯盟の趣旨を貫徹するやうに努めた。なほ今日も引きつゞいておもな列強はこの問題の解決に盡力してゐる。

國際道徳と個人道徳

世界の平和を維持することは、國家の任務であると同時に



に國民の任務である。國民相互間の憎悪が戦争のおもな原因となつてゐる昔からの歴史について考へると、世界の平和を維持するのには、まづ國民相互間の諒解とその感情の融和とが最も必要である。そのためには、各國民は國際的に自分を訓練せねばならないが、それよりもその個人道徳の完成に努めることが一層必要である。世にはいはゆる國民外交のために特に國際道徳の養成の急務を説くものもあるが、國際道徳もその根本に於ては個人道徳と異ならないから、個人相互の間に必要である道徳を推しひろめて、これを國民と國民との間に應用すると、それが即ち國際道徳になるのである。随つていはゆる國民外交の秘訣も、

つまり個人道徳の進歩を圖る外にはない。「王者は四海を欺かず」といふ古語があるが、國際道徳の眞意は殆どこの一語で言ひ盡されてゐる

### 一二 交通

交通の便不便は大いに一國の文化産業の發達に影響するから、どの國でも多大の費用を投じてその機關の整備を圖つてゐる。我が國でも、維新以來交通の便が大いに開けたけれども、これを歐米諸國に比べるとまだ遺憾な點が少くない。

交通機關には、道路・鐵道・船舶・港灣・郵便・電信・電話・飛行機・航

まだ遺憾な點が多い

種類

道路

空船などがある。

道路には國道・府縣道・市道及び町村道の四種がある。國道は東京から神宮府縣廳師團司令部鎮守府などの所在地に達するもの、府縣道は隣接府縣廳府縣内郡市役所などの所在地に達するもの、市道・町村道は市長または町村長の認定するものである。國道の中で特に軍用のためにするものに關する費用は政府が負擔するが、國道・府縣道に關する費用は府縣が負擔し、その他の道路に關する費用は關係地方自治體が負擔する。

鐵道

全國一般の交通を目的とする鐵道は政府で敷設するのを原則とし、一地方の交通を目的とするそれは私立會社に

豫定線は多少の變更線延を免れぬ

船舶

もその敷設を許す。たゞし、これを許すについてはいろいろの條件がある。例へば、營業滿期の後にはこれを國有に移させるとか、軍隊の輸送などは普通運賃の半額で引受けさせるとかいふやうなことである。國有鐵道については、その必要なものを完成するために、政府は將來敷設するべき線路を大體豫定してゐる。その豫定數は現在百四十九線ある。これが完成すると、始めて全國にわたつて遺憾のない鐵道網が張られるわけである。

陸上の交通機關である鐵道に對して、水上の交通機關として船舶がある。船舶業は政府が經營するのに適せぬから、私人にこれを一任してある。たゞし、國家は船舶につい

命令航路

て嚴重な検査を行ひ、また船員の資格を定め、航路標識を設け、海上衝突豫防法を制定したりなどして、その航行の安全を圖つてゐる。

船舶業は私人に一任するのを原則としてあるけれども、それだけでは國家の交通政策上不便なところから、政府は有力な汽船會社に對して一定の航路を指示し、損得にかゝらず定期航海をさせ、その代り、多額の補助金と奨励金とを下附してゐる。日本郵船株式會社以下の五會社はこの命令航路の航海に従事してゐる。

港灣

港灣にはいろいろな任務があるけれども、道路または鐵道と船舶とを聯絡することがそのおもなものである。こ

の點からいふと、これも交通機關の一つである。我が國には、外國貿易のために開いてあるいはゆる開港が横濱以下およそ三十ばかりあつて、交通特に對外水上交通のために重要な機關となつてゐる。

郵便電信及び電話

郵便・電信及び電話もその性質上私人の經營に一任するわけにいかぬから、政府がこれを経営してゐる。

その所管

以上の各種の交通機關の中、道路及び港灣は内務省で、鐵道は鐵道省で、その他は逓信省で、それ／＼その行政事務を分掌してゐる。

交通機關の現狀

道路の延長は國道二千里、府縣道九千五百里、市道町村道十萬八千六百里で、これを面積に對比すると、一方里につき、

百方里につき  
ベルギーは二  
四、スウェー  
デンは四五、  
オランダは五  
六、イギリス  
は一六、アメ  
リカは二〇、  
ドイツは一六  
である。

國道三町、府縣道十三町、市道、町村道四里十三町、合計四里二十九町に當る。しかし、我が國の道路は多くは殆ど天然道路に同じいから、その延長の割合には交通の便が少い。鐵道は國有六千五百哩、私設二千哩で、これを面積に對比すると、百方里につき三十四哩に當る。これを、この點で甚だ劣つてゐるオーストリアの七十五哩、フランスの七十一哩、イタリーの五十二哩、アメリカ合衆國の五十一哩と比べても、まだ遙に劣つてゐる。船舶も、汽船は五千八百隻、三百四萬五百噸に達するけれども、一萬噸以上のものは六隻、六千噸乃至一萬噸のものは七十四隻に過ぎぬ。今日各國は競つて優秀な汽船を造つて、互に海上の霸權を握らうとしてゐ

新しい交通機關

交通機關に對する心得

るから、我等は決して現状に満足してゐてはならぬ。その他、港灣は海陸聯絡の設備などが不十分であるし、郵便、電信及び電話などもまだ十分に發達してゐない。

特に新しい交通機關である飛行機、航空船及び無線電話などは、その發達が極めて幼稚である。自動車でさへまだ一般の交通機關として普及してゐない。アメリカ合衆國では遠からず自動車が三人につき一臺の割合で供給されるといふことであるが、こんなことを考へると、我等國民は交通機關の發達について大いに奮起し、更に一層の發達を期せねばならぬ。

これについては、我が國の財政の事情及び地理上の形勢

なども考へねばならぬが、これと同時に、我が國民の交通機關に關する知識を開發し、これに對する從來の心得を改善することが肝要である。一例を擧げていふと、國民の道路に關する知識はどうであるか。道路の種類さへ知らぬものが多いではないか。またこれに對する態度はどうであるか。せつかく大金を投じて作った道路を塵芥の捨場でもあるかのやうに思つてゐるものさへあるではないか。その他、交通機關の利用についても、いはゆる交通道德に反する行爲を平氣とするものが少くないではないか。我が國の交通機關を發達させようと思ふなら、まづこんな國民の態度から改めねばならぬ。

### 一三 産業

産業については、前に(卷一第八課參照)説明したとほり、その發達には、第一に恵まれた**自然**、第二に豊かな**資本**、第三に優れた**勞力**が必要である。

ところが、我が國の國土は元來狹小であるのに、その可耕地は僅に總面積の四分の一に過ぎぬ。そして、この四分の一に現在の人口を割當てると、人口の密度では我が國が世界一である。それなら、この土地の埋藏物はどうかといふに、石炭は我が國民の需要を充たすのに足らず、石油はなほさらさうであり、工業に最も大切な鐵もその需要の三分の一も産出せぬ。その他、水産物を除くと、満足に供給

天恵の少い我が國土

一億六千萬圓の鐵製品と一億八百萬圓の機械及び附屬品は皆輸入品である(大正八年から同十一年までの平均)

資本も勞力も劣つてゐる

される天産物は一つもない。その上、日常の生活に必要な原料でさへ皆不足してゐる。例へば衣服の原料である棉花は殆ど全く外國から輸入してゐる。我が國土がどんなに天恵に缺けてゐるかは、毎年の輸入品總額の約四分の三が原料品または半原料品であるのを見てもわからう。次に資本もまた豊富でない。これは、金利の高いことや、常に外債を募つてその缺乏を補つてゐることだけによつても、そのあらましを知ることが出来る。また勞力も以前は安い勞賃でこれを得ることが出来たが、今日は非常に高價になり、しかも能率はその割合に進まぬ。製鋼事業なども、イギリスの工場では一人でする仕事

産業上の能力はあ

列國の外國貿易總額(大正十年)  
米 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
英 七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
佛 六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
伊 七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
白 九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

に、我が國の工場では十人もかゝつてゐるやうな例さへある。その上、高等勞力とでもいふべき技術上、經營上の能力もまだ十分に發達せぬ。これは我が國の輸出品中科學的工藝品として世界に誇るのに足るやうなものが一つもないことによつてもわかる。

我等はこんな事情の下に産業の發達を圖らねばならぬ。いから、大いに勇氣を振つて、今後の困難に打克つ覺悟が必要である。しかし、翻つて考へると、明治廿七八年戰役前の輸出入總額は三億圓臺に達しなかつたが、今日は三十億圓臺に上り、また當時の政府の歳出は八千萬圓内外であつたが、今日は十五億圓以上になつてゐる。歳出の割合に貿易

額が増加しないばかりでなく、輸入はいつも輸出に超過するけれども、とにかく右の数字の上から考へても、その間に我が國の産業が非常に進歩した事實はこれを認めることが出来る。また産業の實際について見ても、殆どすべての文明的施設をなし、またよく文明的利器を用ひて、少くとも外見上では西洋諸國に劣らぬやうになつてゐる。だから、我が國民の能力は決して産業に適しないとはいへぬ。條件さへ十分備はると、必ず著しい成績を擧げることが出来る。今日その進歩の程度がまだ遙に西洋諸國に及ばないのは、つまりはこの條件が十分備はらないからである。それなら、我等はどうしたらよからう。

海外發展を圖

移民は労働者に限らぬ、外國に行つてその地に生活の基礎を置くものは皆移民である。

まづ過剰人口のために捌口を海外に求めると同時に、新しい天地に入つて富源を開發することが必要である。ところが、明治十七年に海外渡航が許されてから、數十年を経過した今日でも、日本人で海外にゐるものは僅に八十萬人ぐらゐに過ぎぬ。こんなことでは、毎年六七十萬人も増加する我が國民の捌口を求め手段としては、海外移住はあまり効果がないともいへる。しかし、これが我が國の産業の發達上にどれほどよい影響を與へてゐるかを思ふと、今後ともやはり益、國民の海外發展を獎勵せねばならぬ。イギリスがあつたのは、おもに海外發展によつて食糧及び原料品を

本國に供給した結果である。今後アメリカ合衆國への移住は出来ないでも、ブラジル・メキシコなどもあり、また我が植民地である朝鮮・滿洲・臺灣・樺太・南洋諸島はもちろん、北海道にでもまだ大いに拓殖するべき餘地が多いから、我等は「人間到る處青山あり」といふ雄壯な意氣をもつて、必要の場合にはどこへでも出かけて、新しい郷土を作る覺悟をもつてゐなければならぬ。

科學の應用

次に産業のすべてにわたつて**科學と科學的管理法**とを一層巧に應用して、大いに事業の成績を擧げることが必要である。我が國民の學問上・技術上の能力は敢て西洋人に劣らないが、たゞ**事業の經營法**が組織的でなく、**事業と事業**

資本及び勞力の供給

との聯絡が缺けてゐるばかりでなく、一つの事業でも統一を缺き、その間にむだが多い。ドイツの國土は天恵に富んでゐないけれども、その國民は科學の力を應用してこの缺點を補つてゐる。これは我等のよく學ぶべきことである。右の外、**資本と勞力との供給を豊かにすること**が必要である。資本の供給を豊かにするには、**金融機關・貯蓄機關**などを完備することも必要であるが、それよりもまづ急務なのは、國民が勤儉力行し、奢侈を戒め浪費を慎んで、各自の富を殖すことである。フランス人はこの氣風について最もよい模範を示してゐる。また勞力の供給を豊かにするには、**實業教育**を奨励して、勞働者の技能や品性を向上さ



## 關稅

せ、またははゆる労働問題の解決に努めて、労働者の生活を安定することが大切である。これは西洋諸國の夙に力を盡してゐるところであつたが、世界大戰後は、國力を回復するため特にその必要を認めて、一層の注意を拂つてゐる。最後に考慮せねばならぬのは關稅についてである。關稅とは外國からの輸入品に課する税をいふ。これを課する目的はいろいろある。例へば、烟草は政府の專賣であるから、外國品が多く入つて來ると、それだけ政府の歳入が減少する。そこで、これに高い關稅を課してその輸入を少くする。これは財政上の目的から課するのである。また大正十三年、國民の奢侈の惡風を矯めるために贅澤品の輸入

税を高率にしたが、これは經濟上及び風教上の目的から課したのである。しかし、普通には關稅はおもに國內の産業を保護する目的からこれを課するものである。廉價な外國品が盛に入つて來ると、内地品の價格がさがるから、この場合には外國品に課税して内地品の價格を維持する。また國內の或工業を振興しようとする場合には、外國から入つて來る製品に高い關稅を課して、内地の製品をしてその競争に堪へることが出来るやうにする。これに反して、輸出品に關稅を課する場合もある。例へば、原料品があまり多く輸出されるために加工品の産出を減ずる場合などにこれを課する。しかし、これは普通には行はれぬ。普通に

武力よりも産業

は關稅はやはり輸入品に課する。どちらにしても、關稅を課するおもな目的は國內の産業を保護するのにあることはいふまでもない。

産業の發達については、政府も夙にいろ／＼な法令を發布し、またいろ／＼な施設をし、大いに力を盡してゐるけれども、産業には特に國民が自分の力によつて解決せねばならぬ問題が多いから、まづ國民自身が奮發することが必要である。たとひ武力によつて一等國の列に入つても、産業上の實力が十分でない、永くその位置を保つことが出来ぬ。ところが、我が國の産業は前にいつたとほりであるから、我が國民は決して今日の狀態に満足してゐてはならぬ。

社會生活

#### 一四 社會改善と思想問題

昔は、どの國でも、家族は直接に國家に統一され、その中間に於て特に經濟を主として活動する集團生活の勢力は盛でなかつたが、今日はそれが非常に發展したから、家族生活と國家生活との外に、**社會生活**を認めねばならぬやうになつた。社會生活は生存競争が劇しいから、これに伴ふ缺陷と弊害とは、家族生活及び國家生活では見ることが出来ぬほど多い。随つてこの缺陷と弊害とを除くためには、これに對して相當な政策を立て、また必要な事業を起さねばならぬ。これがいはゆる**社會政策**または**社會事業**である。

**社會政策**は國家の政治の全般にわたつて施さねばなら

社會政策

ないから、もとよりその範圍を一定することは出来ないけれども、政府としてはまづ社會に於ける貧富強弱の階級を融和させ、特に貧者弱者を保護し、國民は誰でも天皇の赤子としてその生存を全うすることが出来るやうにせねばならぬ。この意味で發布された各種の法令、例へば、罹災救助基金法によつて不時の災害を救助し、職業紹介法によつて失業者を救ひ、米穀法によつて米價の騰貴を防ぎ、借家借地調停法によつて借地人、借家人を、小作調停法によつて小作人を、また感化法、少年法によつて少青年を保護するやうなことは、皆社會政策の實行を目的とするものである。この外、労働問題の解決のために早晚發布されるであらうとこ

社會事業

ろの労働者組合法、労働争議調停法などは、資本家と労働者との間の關係を圓滿にすることを目的とするものであるから、これももちろん社會政策のために設けるのである。

**社會事業**とは、**社會政策**を實地に行ふためのおもに**慈善救濟**に關する事業をいふ。これには、國家が自分で經營したり、地方自治體などに經營させたりするものもあるけれども、その性質上、民間の篤志者に一任する方が却つてよく普及し、その上、その効果の多いものもあるから、**社會事業**はどの國でも多くは民間の事業として經營されてゐる。ただし、我が國には、特に皇室の厚い御保護の下に、全國にわたつて大規模に經營されてゐる大日本赤十字社や恩賜財團

社會奉仕

濟生會のあることを忘れてはならぬ。社會事業は國家ももとよりこれを經營せねばならないが、しかし、そのすべてを舉げて國家に一任すると、どうかすると我等にその當然の義務を怠らせるやうになり、遂には社會に對する我等の同情心を冷却させる恐がある。社會は我等が集つて構成してゐるのであるから、我等はその禍福盛衰に對して相當に責任を分擔する覺悟をもつてゐなければならぬ。これがいはゆる社會奉仕である。社會奉仕は我等が社會に對する義務である。社會事業は國家または篤志者によつて經營されるにしても、國民は誰でもこの精神を具へて、直接間接にこれを後援せねばならぬ。

社會改善と自己改善

社會事業はおもに慈善事業や救濟事業などとなつて現れるけれども、しかし、その本來の目的は、既に起つた災害や不幸を救助することではなく、災害や不幸を豫防して、これが起らぬやうにすることである。否、こんな消極的な救助や豫防ぐらゐを以て満足しないで、更に進んで積極的に新しい完全な社會を作り出すこと、即ち社會改善をその結局の理想とせねばならぬ。だから、我等が社會奉仕をする場合にも、また常にこの理想に従つて、たゞ眼前の急を救ふばかりでなく、必ず幾分でも社會を改善しようと心がけねばならぬ。たゞし、こゝに注意を要するのは、進んで社會改善を企てようと思ふほどのものは、まづ自己改善を怠つてはな

危険な思想が多い

いはゆる新思想の特質並にその種類

らぬことである。嘗てカールが社會改善に志すものを戒めて、汝が社會を改善することが出来るか否かはよくわからないが、汝がたしかに改善することの出来るたゞ一つのものがある。それは汝自身である。といったのは、即ちこの意味に外ならぬ。

いつの時代にもいろ／＼な主義主張が相對峙して、世の中に爭論の絶えることはないが、近年ほど歐米諸國に行はれるいろ／＼な思想が／＼輸入されて、その種類が多く、その上、その性質のよくないものが多いことはない。

概していふと、今日のいはゆる新思想は、個人の物質的利害に訴へて、その感官的欲望に投合する傾向が多いから、多

數の人の心を動かすのに極めてつがふがよい。人生の目的は享樂であるといふ享樂主義や、人は自然の衝動のまま、自由に生活するがよいといふ自然主義には、よほど思慮の深いものの外、特に青年の多數は共鳴するであらう。また私有財産の制度に反對して、貧富階級の差を撤廢しようとする社會主義乃至共產主義や、國家の政治については國民がその實權を握るべきであるといふ民主主義などは、特に社會組織や國體について深い考をもつてゐるものを除く外、誰でも相當にこれを歓迎するに違ない。その他、すべて弱者・貧者・愚者・賤者をして、強者・富者・賢者・貴者と同一權利を得させようとする主義主張なら、少くとも一時は必ず多數

いはゆる新思想の背理

の人の心を動かして、これを味方に引入れることが出来る。極端な禁欲主義を厲行して、人から一切の享樂を取去ることは、もとより出来ることでないけれども、さうかといつて、人はたゞ目前の快樂を貪つて、遊惰にその日を送つてもよいといふわけにはいかぬ。勵精勤勉の必要なことは今も昔も變りがない。衝動は意志の要素であるから、一概にこれを抑壓してはならないが、その動くまゝに放任すると、人は禽獸に異ならぬものになつてしまふ。理性によつて衝動を規正していつてこそ、始めて人が人として發展向上することが出来るのである。不正の手段で富を得たり、富を獨占して他人を苦しめることは大いに排斥せねばなら

ないが、労働するものにも労働せぬものにも、能のあるものにも能のないものにも、同一の富を得させようとしても、それは實行することが出来ぬ。たとひ出来るとしても、その結果、産業が衰頽するから、つまりは自他の財産の減少または消失となる外はない。またなるだけ多數國民の意見を集めて政治をするのが立憲政體の本旨ではあるが、多數の意見は必ずしも常に正しいとは限らないから、往々そのために國家を誤ることがないでもない。ところが、我が國では、すべての勢力の上に超越する唯一無二の主權があつて、政治上すべての問題に對して最後の決定をするから、そんな憂はない。これを思はないで、徒に歐米諸國の民主政治

機會均等の誤解

を羨むのは、まだよくその弊害を知らないからである。今日は何事についても**機會均等**の必要が唱へられるけれども、**機會均等**とは誰にも均等に機會を與へることであつて、機會を利用するとせぬとは各人の自由であり、その上これを利用して何物かを得るのは、全く各人の力量次第であつて、誰にも同じものを與へねばならぬといふ意味ではない。元來、同じものを同じ取扱にし、異なるものを異なる取扱にするのが**公正**であつて、同じものを異なる取扱にし、異なるものを同じ取扱にするのは偏頗である。この道理を考へないで、各人の能力を無視し、これを同一に取扱ふのが**機會均等**であると思ふのは誤である。財産はもとより

特に軟弱な思想を警戒せよ

能力などにも、餘りのあるものがこれに不足するものを補助することは必要であるが、さうかといつて、またこの有餘不足を**無理に平均**しようとする、遂には世の中の秩序を亂し人を不幸に陥れるやうになるものである。最後に、我等の最も警戒せねばならぬことは、卑猥淫靡な説を鼓吹して、遂には人の心を軟弱に導く頽廢的な思想である。人の心が軟弱に流れて緊張を失ふと、あらゆる精神上の病魔はそこに乗すべき隙を見つけて、その勢を逞しうするものである。しかし、人情に富み人を憐むのは軟弱でない、謙遜で争を好まぬのも軟弱でない。軟弱とは劣情に動かされ易く、虚榮に惑はされ易く、すべて克己自制の力に

浮華放縱

乏しいことをいふ。詔書に戒めたまうた「浮華放縱」の悪弊はおもに軟弱から起るものである。ところが、この思想は往々高尚な文藝・美術・科學などの假面を被つて、暗々の裡に人の心を蠱惑するから、比較的その弊害を看破することがむづかしい。それだけ我等はまた一層深く注意して、この思想に對して警戒を加へねばならぬ。どの國の歴史を見ても、大概剛健な精神が興國の本になり、軟弱な心が亡國の因になつてゐる。これがまた詔書に「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス」と仰せられて、特に質實剛健の精神を養成するやうにと諭したまうたわけであらう。

質實剛健

### 一五 我が帝國の位置とその使命

珍しい我が日本帝國

我が日本帝國ほど世界に珍しい國はない。建國以來二千五百餘年萬世一系の天皇をいたゞき、その間一度も外敵に侵略されたことがなく、しかも舊い國であるのにもかゝらず、その國民はいつも若々しく、そして元氣に富んでゐる。「周は舊邦といへどもその命これ新たなり。」といはれた昔の周の國でさへ八百年で亡んだ。支那では昔から三百年にして社稷更まる。」といつて、國家の命數をおよそ三百年と見つもつてゐる。ヨーロッパ諸國の歴史を見てもまたそんなもので、そして、國の亡びる前には必ず國民の元氣が衰へてゐた。こんなことを考へると、我が國民性には特別



一種の奇蹟

な長所があつて、我が帝國はどうしても特別な天佑を享け、随つてまた**特別な使命**をもつてゐるやうである。

明治維新このかた、廣く世界の諸國と交際してその文化を採用し、その間には已むを得ず數回外國とも戦つたが、いつもこれに打克つて益國民性の優秀を示し、國家の威望を高めて、今日では世界五大強國の列に加はるまでになつた。世界を我が物のやうに思つてゐた白人の目に、我が國の發展が**一種の奇蹟**のやうに見えるのは無理もない。しかし、これと同時に、歐米列國の我が國に對する態度も變つて、今日では我が國運の發展を呪ふものさへあるやうである。それなのに、我が帝國の**四圍の狀況**はどうであらう。イ

四圍の狀況

東洋文化の保存と東洋平和の維持

インド・アンナン・ビルマは相次いで西洋諸國に併呑され、僅に残つてしかも我と最も親密な關係のある支那共和國は自主の力に乏しく、列國競争の犠牲に供されようとしてゐる。もし支那が亡びてもすると、東洋の獨立國は我が帝國だけになつてしまふ。さうなると、世界は愈白人の物になつて、たとひ我が國の安危は氣づかふに及ばぬとしても、その立場の益、困難になることはいふまでもない。我等はまづこの將來の難局に處して、これを切抜けるだけの實力を養成しておかねばならぬ。**名義だけの一等国**に安んじてゐるやうでは、他日必ず大いに後悔することがあらう。元來東洋の國土は東洋人の國土でなければならぬ。

に、今は殆ど全く西洋人に占領されようとしてゐる。また東洋の文化は西洋のそれに先立つて開け、しかもそれが人類の向上のために極めて必要なことは西洋の文化に劣らないのに、これも次第に西洋人に蹂躪されてしまはうとしてゐる。この東洋の頽勢を挽回し、東洋人をして過去の隆盛を回顧し將來の光明を認めさせることの出来るものは、我が帝國より外にはない。たとひそれまでにならぬまでも、さしあたり東洋の平和だけでも維持せねばならないが、これも我が帝國が獨力でその責任を引受ける外はない。

今日はあの世界大戰の慘禍に懲りて、列國は國際聯盟を益、有力にし、これによつて永久に世界の平和を維持しよう

天佑に値する  
實力を養へ

と努めてゐるけれども、一方にはいはゆる**國民主義**が勃興して、列國間の憎悪は容易に一掃されさうでない。列國が再び戰爭の渦中に捲きこまれるやうなことはないとして、**も、少くも經濟上の戰爭は今後益激しくなるものと覺悟せねばならぬ。**隨つてたとひ我が帝國は特別な天佑を享けてゐても、西洋の諺にもいふとほり、天は自ら助けるものを助けるから、我等はいつでもこの天佑に値するだけの實力を具へてゐなければならぬ。さうでない、とせつかくの天佑もあてにすることが出来ぬ。これについては、我等は平生よく世界の**大勢の趨くところに注意**して、あくまでも自分の缺點を矯め、もし矯めることが出来ないうら、これを他

の方法で補ひ、そして、また一方では徒に歐米の流行思想に迷はされないうで、よく堅實な祖先傳來の國民性を益、涵養して、どんな場合にも、個人としてもまた國家としても、世界の列國との競争に堪へるだけの準備を怠つてはならぬ。この準備を怠ると、我が帝國の使命を全うするどころか、或は天佑に見放されて、今日の位置を保つことさへ出來ぬやうにならぬとも限らぬ。我等はよく我が帝國が我等の發憤興起を切望してゐる事情を知つてゐなければならぬ。

### 新制公民教本 卷三 終

大正十四年一月二十五日 印刷 大正十四年一月二十八日 發行  
 大正十四年九月十七日 修正再版印刷  
 大正十四年九月二十日 修正再版發行

新制公民教本 (書封用)
卷一 定價金 參拾五錢
卷二 定價金 參拾五錢
卷三 定價金 四拾五錢

著 者 湯 原 元 一

東京市小石川區小日向水道町八十四番地

株式會社 東京開成館

代表者 西野輝男

東京市日本橋區兜町二番地

松永米二郎

東京市小石川區小日向水道町八十四番地

株式會社 東京開成館

大阪市東區心齋橋通北久寶寺町角

三木佐助

東京市日本橋區數寄屋町九番地

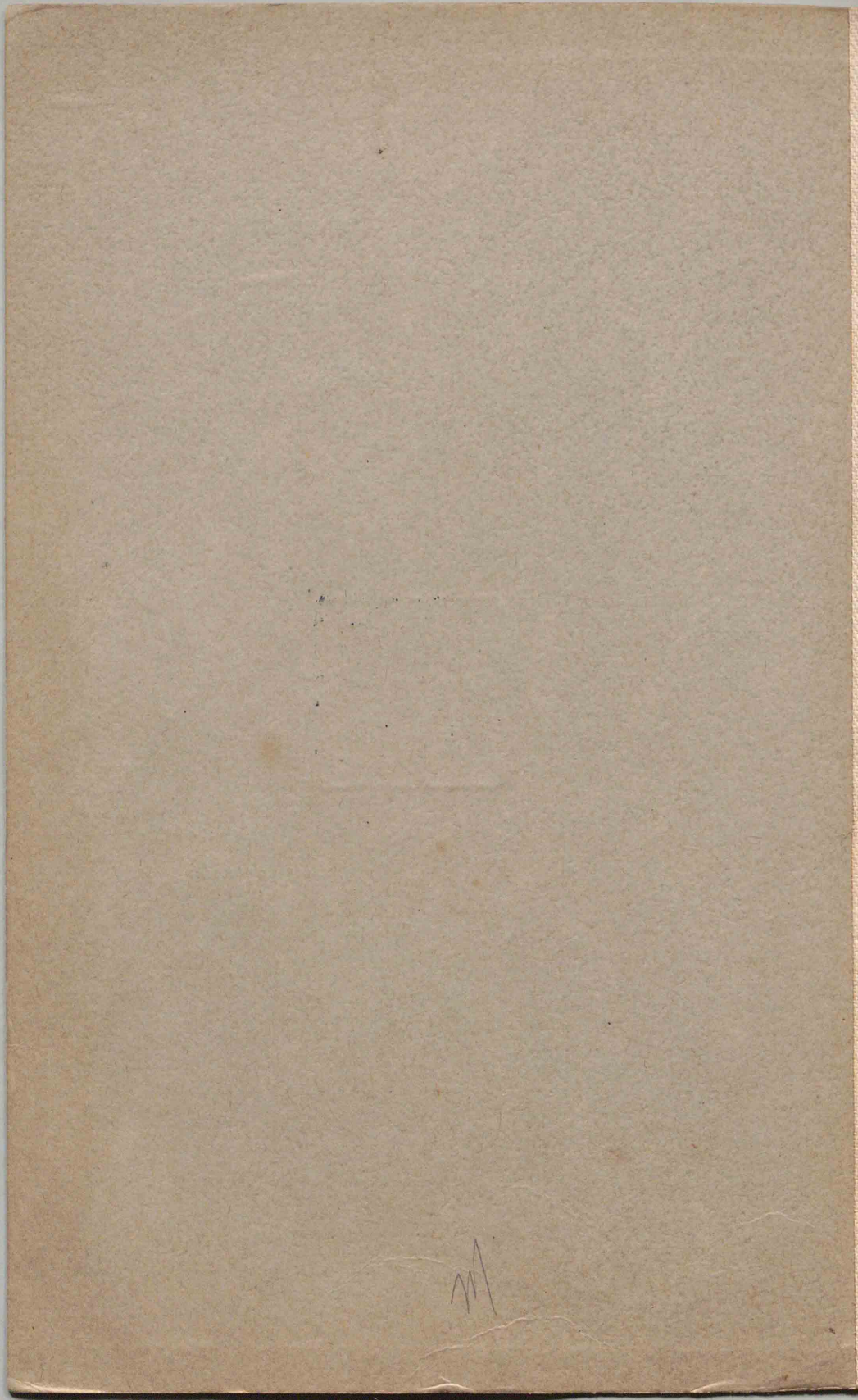
林平次郎



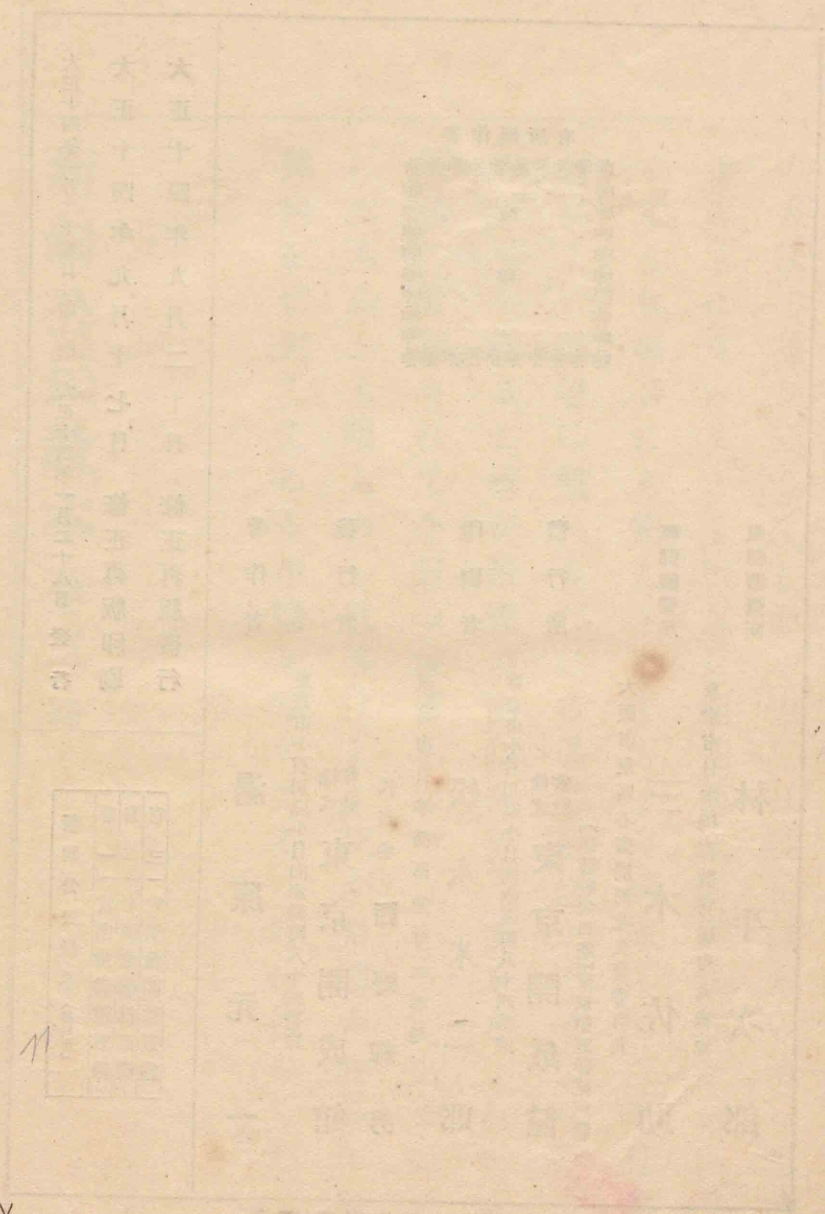
印刷者 發行所

西部販賣所

東部販賣所



Handwritten signature or mark in black ink, possibly reading 'M. H. H.' or similar characters.





広島大学図書

2000074168

